

議案第 15 号

北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について

北九州市子ども読書活動推進会議の委員を次のとおり任命する。

令和 7 年 7 月 24 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太田 清治

提案理由 北九州市子ども読書活動推進条例第 17 条第 4 項及び北九州市子ども読書活動推進会議規則第 2 条の規定に基づき任命している委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるので、この案を提出する。

北九州市子ども読書活動推進会議について

1 北九州市子ども読書活動推進会議とは

- (1) 「北九州市子ども読書活動推進会議」とは、平成27年6月議会において可決され、平成27年7月3日に公布された「北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年北九州市条例39号）」に基づき、教育委員会に設置する付属機関。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - ア 子どもの読書活動の推進に関すること
 - イ 子ども読書活動推進計画に関すること
 - ウ 条例の見直しに関すること
 - エ その他、子どもの読書活動に関する事項
- (3) 委員は15人以内で、市民、学識経験者などから教育委員会が任命する。

2 設置年月日

平成27年8月1日

3 委員構成数

- 定数 15人以内
- 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(案)

北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿（新）

区分	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	山元 悦子	福岡教育大学 教授	
	河野 智文	福岡教育大学 教授	新任
	藏内 保明	九州共立大学 特任教授	新任
学校等代表	田丸 陸子	北九州市立大蔵中学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 副会長)	新任
	上満 佳子	北九州市立吉田小学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 会長)	
	井上 弘之	北九州市立八幡特別支援学校 校長 (北九州市特別支援学校長会)	新任
	中村 仁	北九州市私立幼稚園連	
	重國 香	北九州市保育所連盟	新任
P T A 代表	本田 裕樹	北九州市 P T A 協議会	新任
図書館読書ボランティア	川嶋 洋子	読書ボランティア	新任
	二田水 ゆかり	読書ボランティア	新任
社会 教育	吉村 敦子	北九州市立中央中学校国型コミュニティスクール 地域学校協同活動推進委員	新任
市民	鶴田 弥生	公募委員	
	前田 彩乃	公募委員	新任

任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日

女性参加率：64.3%

北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿（旧）

区分	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	山元 悦子	福岡教育大学 教授	
	矢崎 美香	九州女子大学 講師	
	河井 律子	元 福岡県立図書館 副館長	
学校等代表	本田 壽志	北九州市立石峯中学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 会長)	
	上満 佳子	北九州市立吉田小学校 校長 (北九州市学校図書館協議会 副会長)	
	小島 松美	北九州市立八幡特別支援学校 校長 (北九州市特別支援学校長会)	
	中村 仁	学校法人 ぜんりょう学園理事長 (北九州市私立幼稚園連盟財務委員長)	
	黒田 玲子	れんげ心の花保育園 園長 (北九州市保育所連盟 理事)	
P T A 代表	久間 猛	北九州市 P T A 協議会 副会長	
図書館読書ボランティア	仲 紀子	読書ボランティア	
	尾場瀬 淳美	読書ボランティア	
社会教育	内藤 稚代	若松中学校北九州市型学校運営協議会委員	
	澤野 亜由美	北九州市図書館協議会 公募委員	
市民	鶴田 弥生	公募委員	

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

女性参加率：78.6%

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

○北九州市子ども読書活動推進会議規則

平成27年7月29日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱

(施 行 期 日)

平成 20 年 8 月 1 日

【 2 付属機関】

(付属機関の委員の候補者の選定における留意事項)

第 4 条 付属機関の委員の候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関の機能が十分に発揮されるよう、広範な分野及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選定し、特に委員が高齢者（70 歳以上）に偏ることがないように配慮するとともに、若い世代（40 歳未満）の登用に努めること。
 - (2) 委員の兼職の数は、4 を限度とすること。このため、委員の候補者の選定に当たっては、あらかじめ総務市民局総務課において多数兼務委員の状況を確認し、他の付属機関の委員を 4 以上兼ねるものを候補者として選定しないものとする。
 - (3) 委員の在任期間は、最初に就任したときからの任期を通算して 10 年を限度とすること。
 - (4) 委員の女性参画については、「北九州市付属機関及び市政運営上の会合への女性委員の参画促進要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）によること。
 - (5) 本市議会の議員及び職員は、原則として委員の候補者に選定しないものとする。
- 2 設置目的等に照らし、公募制とすることがふさわしい付属機関については、その導入について検討し、実施に努めるものとする。
- 3 第 1 項各号及び前項の規定については、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないことができる。
- (1) 委員の選任について、法令又は条例に定めがある場合
 - (2) 委員の候補者として選定しようとする者が当該付属機関の所掌事務と密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
 - (3) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合